

保証制度一覧(一般保証)

責任共有制度の対象外となる保証については、**100%**と表記しております。

種類	概要	保証限度額 《 》内は組合	資金用途	保証期間	返済方法	貸付形式	必要書類等	
普通保証	一般個別貸付保証	一般的な貸付についての保証	運転・設備	運転 10年以内 設備 15年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	-	
	せつび保証なごや	有担保で大口の設備資金等を最長20年で行う保証	設備資金 本件設備に付随する 運転資金	20年以内	分割返済	証書貸付	事業計画書	
	げんき応援保証なごや	返済猶予または返済軽減中の既往の当協会保証付借入金残高を有するかたに対して、借換資金を対象とする保証	既往の当協会保証付借入金 返済資金のほか事業計画に 応じた事業資金	10年以内	分割返済	証書貸付	① 事業計画書 ② 納税証明書	
	税理士連携短期継続保証	一定の要件に該当する会社に対し、税理士(税理士法人)・金融機関との連携のもと、最大4回の借換(継続)により最長5年間、継続的に利用できる手形貸付についての保証	3,000万円	運転	1年以内 最大4回まで 借換(継続) が可能	一括	手形貸付	① 税理士連携短期継続保証(税理士継続)に係る推薦書兼決算概要報告書 【税理士(税理士法人)が認定経営革新等支援機関の場合】 ② 認定を受けていることを確認できる、認定通知書の写し
	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、議決権株式や事業用資産の取得を行う中小企業者のかたに対して行う保証	2億8,000万円	①被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の2分の1超を一括で取得する資金 ②被後継者が保有する事業用資産の取得資金	20年以内	分割返済	証書貸付	① 事業承継計画書の表紙(様式1) ② 事業承継計画書 ③ 株式評価算定書の表紙(様式2) ④ 税理士又は税理士法人等が作成した株式評価算定書 ⑤ 持株会社及び事業会社の株式名簿の写し ⑥ 事業会社の直近2期分の確定申告書、登記事項証明書(商業登記簿謄本)及び定款各々の写し
割引保証	割引についての保証			原則6か月以内	期日払	割引	① 手形割引の場合:商業手形の写し(表裏) ② 電子記録債権割引の場合:通常開示書面(最新債権情報)の写し	
極度保証	手形貸付根保証	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で行われる手形貸付についての保証	運 転		随時返済	手形貸付	-	
	割引根保証	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で行われる割引についての保証		1年以内	期日払	割引	① 割引明細書 ※原則として支払人、債務者およびその極度額を限定してください。 ※割引期間は、6か月以内とします。 ② 支払人および債務者の信用調査書(様式任意)	
当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で反復して利用できる当座貸越についての保証	100万円以上 2億8,000万円以内	事業資金	1年または2年	約定弁済 随時弁済	当座貸越	※ 信用保証依頼書裏面の「資格要件申告欄」に所定事項を記入してください。	
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の極度額と期間を定め、その範囲内で反復してカード等を利用した当座貸越についての保証	100万円以上 2,000万円以内						
長期経営資金保証	一定の要件に該当するかたに、長期的展望に立ち資金繰りの平準化に必要な長期資金について有担保で行う保証	3,000万円以上 2億円以内 申込みは百万円単位とします。	運転・設備	運転 5年以上 15年以内 設備 5年以上 20年以内	分割返済	証書貸付	業態申告書	

風俗営業飲食業保証	社会の善良な風俗に影響を及ぼすことのない風俗営業飲食業の衛生水準を高め、および近代化を促進するものにかかる資金の保証	2,000万円 ただし、特例風俗営業飲食業者については、(株)日本政策金融公庫の貸付限度額を上限とします。	運転・設備	7年以内	分割返済	証書貸付	① (株)日本政策金融公庫の「融資証明書」の写し ② (株)日本政策金融公庫の融資にかかる「推薦書」または生活衛生同業組合長の「振興事業に係る資金証明書」の写し 【特例風俗営業業者の場合】 ③ 認定書の写しおよび生活衛生同業組合長の「振興事業に係る資金証明書」等
超ワイド保証なごや	一定の要件に該当する会社または医療法人のかたに、大口・低保証料率・原則無担保で行う保証	2億円 ただし、運転資金の場合は、直近決算の月商3か月分を限度とします。 なお、CRD評点が一定以下の場合かつ、申込金融機関において、プロパー融資残高がない場合は 1億円	運転・設備	10年以内 ただし、設備資金かつ有担保の場合は、15年以内	分割返済一括返済	証書貸付 手形貸付	説明書 【経営安定関連保険を利用する場合】 セーフティネットにかかる市町村長の認定書
ウェルカム保証なごや	当協会に残高のないかたに、低保証料率・原則無担保で行う保証	8,000万円	運転・設備	10年以内 ただし、設備資金かつ有担保の場合は、15年以内	分割返済一括返済	証書貸付 手形貸付	-
コラボ保証なごや	個人、会社または医療法人のかたに、金融機関プロパー融資と協調で行う保証	2億8,000万円	運転・設備	10年以内 ただし、設備資金かつ有担保の場合は、15年以内	分割返済一括返済	証書貸付 手形貸付	説明書
ビッグ保証なごや	一定の要件に該当する会社または医療法人のかたに、低保証料率・原則無担保で長期一括返済も可能な保証	2億円	運転・設備	10年以内	分割返済一括返済	証書貸付 手形貸付	ビッグ保証なごやに係る推薦書兼資格要件確認書
サンクス70なごや	創立70周年を迎えるにあたり、中小企業の皆様の借入コスト低減のため、低保証料率で行う保証	2,000万円	運転・設備	10年以内	分割返済一括返済	証書貸付 手形貸付	推薦書
コラボ保証なごやII	個人、会社または医療法人のかたに、金融機関と協調して保証付融資とプロパー融資を弾力的に組み合わせる保証	2億8,000万円	運転・設備	10年以内 ただし、設備資金かつ有担保の場合は、15年以内	分割返済一括返済	証書貸付 手形貸付	説明書
100% 小口零細企業保証	次の(1)から(7)までのいずれかに該当するかたに対して行う保証 (1) 常時使用する従業員数が20人(商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社および個人((2)を除く) (2) 常時使用する従業員数が業種ごとに政令で定める数以下の会社および個人保証対象事業を行う事業協同小組合 (3) 組合員の3分の2以上が保証対象事業を行う者である事業協同小組合 (4) 保証対象事業に従事する組合員数が20人以下の企業組合 (5) 従業員数が20人以下の協業組合 (6) 従業員数が20人以下の医業を主たる事業とする法人 (7) (上記(1)～(6)に該当するかたを除きます。)	2,000万円 ただし、既に利用している信用保証協会(複数協会を利用している場合はその合計)の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)を含みます。	事業資金	10年以内	分割返済一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	【経営安定関連保険などを利用する場合】 セーフティネットにかかる市町村長の認定書等

予約保証	一時的かつ緊急的な資金需要に応えるため、将来の融資に対する予約を可能とすることを目的とし、次の(1)から(4)までのいずれも満たすかたについて行う保証 (1) 同一事業の業歴が3年以上あること (2) 申込金融機関との与信取引が1年以上あること (3) 9区分の保証料率の適用対象であること (4) 保証料率区分が区分2以上であること	2,000万円 ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、500万円	事業資金 ただし、旧債決済資金は除きます。	5年以内 ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は、10年以内	分割返済	証書貸付	①「予約保証制度を利用されるお客さまへ」(説明書兼同意書) 保証承諾後、貸付実行までに保証条件を ② 予約保証に関する変更依頼書 ※ 信用保証書の有効期間は365日となります。
経営力強化保証	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告をするかたについて行う保証	2億8,000万円 ≪4億8,000万円≫ ただし、責任共有制度の対象外とする場合は、借り換える責任共有制度の対象外となる保証付融資残高を限度とします。	事業計画の実施に必要な事業資金	運転 5年以内 設備 7年以内 ただし、既存の保証を借り換える場合は、10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付 割引	①「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 申込人が策定した事業計画書 ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要です。)
中部圏11協会 共同地方創生保証 「昇龍道・おもてなし」	次の(1)～(4)までのいずれかに該当するかたに対して行う保証 (1) 昇龍道プロジェクト推進協議会の会員であること (2) 一般社団法人中央日本総合観光機構の会員であること (3) 一般社団法人サービスデザイン推進協議会により認定された認証機関から「おもてなし規格」の認定等を受けていること (4) 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの賛助会員であること	5,000万円	事業資金	10年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 昇龍道プロジェクト推進協議会の会員であることを証する書類等 ② 一般社団法人中央日本総合観光機構の会員であることを証する書類等 ③ 「おもてなし規格」の認定等を受けていることを証する書類 ④ 公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの賛助会員であることを証する書類
財務要件型無保証人保証	一定の要件に該当する中小企業のかたに対して無保証人で行う保証	2億8,000万円 ≪4億8,000万円≫	運転・設備	運転 7年以内 設備 10年以内 ただし、一括返済の場合は2年以内	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	財務要件型無保証人保証資格要件確認書
自主廃業支援保証	事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自主的な廃業を選択する中小企業者のかたに対して行う保証	3,000万円	廃業計画の実施に必要な資金	1年以内(かつ、 終期は解散予定日より前)	分割返済 一括返済	証書貸付 手形貸付	① 廃業計画書 ② 確認書